

電波有効利用の促進に関する検討会中間とりまとめ（抜粋） ～電波の利用状況調査の見直し関連部分～

第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進

3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上

(1) 電波行政の見える化の推進

② 電波の利用状況調査の見直し

現状の調査及び評価は、無線局の数の調査に基づく評価が中心となっており、実体的な利用状況の把握・分析が困難である、との問題があり、パブリックコメントにおいても、「運用状況や有効利用の状況などの調査項目を詳細化すべき。」との意見があった。

一方で、実体的な利用状況を、書面調査の詳細化により把握しようとした場合、調査を受ける無線局免許人の負担が増すことになるが、その点については、「無線局免許人の負担軽減の観点から簡素化すべき。」、「現制度に問題はなく、現状維持でよい。」との意見も提出されている。

本調査の見直しについて、本検討会の議論においては、「免許情報をベースとした調査とともに、実際に現場で測定を行った電波強度や混信の調査なども取り入れるべき。」、「迅速な周波数再編に向けて、広帯域・高密度・長時間の周波数利用状況の把握をすべきであるが、第一歩として総務省の電波監視システムを利用状況調査に活用すべき。」など、「見える化」の一環として、調査及び評価の手段として、電波の実測を取り入れるべきとの意見があった。

また、調査の公表方法について、「調査結果のデータは、第三者が利用できる形で公表すべき。」との意見があった。

このような検討状況から、電波の利用状況調査の見直しについては、調査内容・評価手法の深化、電波の利用状況の見える化を図ることを基本としつつ、無線局免許人の負担軽減に配慮していく必要があると考える。

さらに、実体的な電波の利用状況を把握するために、どのような項目、内容が必要とされるのかを、「見える化」の検討と同様、個人情報、機密情報の取扱いに留意して、今後具体的な検討を進めていく必要がある。

これらを踏まえ、総務省の既存の電波監視システムを活用して電波の実測調査を行い、そのデータを評価手法として補完的に活用すれば、新たなコストが発生せず、無線局免許人への追加的な負担が生じないことから、実体的な電波の利用状況を把握する一つの方法として取り入れることについて検討していくことが必要である。

おって、調査結果の公表方法について、現状、総務省のホームページに公表されている調査結果は、閲覧者が加工するなどの活用をしづらいデータ形式での公表となっているが、これを活用しやすいデータ形式で公表することが望ましいと考えられることから、その具体化についても検討していく必要がある。